

公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年7月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

記

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
宗像市大井字釣田343番1	田	1,787

2 農地を利用する権利の内容等

所在及び地番	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
宗像市大井字釣田343番1	令和8年10月10日	20年	178,000

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代用者の氏名及び主たる事務所の所在地

福岡市中央区天神四丁目10番12号
公益財団法人 福岡県農業振興推進機構
理事長 中馬 俊介

4 農地の所有者等の情報

古野 剛一

5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに福岡法務局本局に補償金を供託してください。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は福岡法務局本局において、補償金の還付を受けることができる。